

全校進路通信第3号

大阪府立八尾支援学校

令和5年7月20日

盛夏の候、日頃は本校の進路指導についてご理解ご協力をいただき、お礼申し上げます。

今回の進路通信では、福祉サービス事業所の種類と、利用を希望する場合の申請・手続きの流れについて詳しく紹介します。

各種の福祉サービス

高等部卒業後、障がい者が日中を過ごしたり、働いたりするための通所の福祉サービスとして、介護給付に属する「生活介護」、訓練等給付に属する「自立訓練」・「就労移行支援」・「就労継続支援」、さらに市町村が行うもので地域生活支援事業に属する「地域生活支援センター」があります。それぞれのサービスについて簡単に説明します。

福祉サービス	サービス内容	利用期間
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。利用対象者は、障がい支援区分3以上。	制限なし
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	原則2年以内
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。	1～2年
就労継続支援	A型 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。利用者が事業所と雇用契約※を結び、働いた人には給料が支払われる。 ※雇用契約を結ぶことで、労働保険や社会保険に加入されるほか、年次休暇の取得、最低賃金などが保証される。	制限なし
	B型 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ばず、活動従事者に工賃（平均月10,000～20,000円）が支払われる。高等部卒業後すぐの利用は、在学中に就労移行支援事業所でのアセスメント実習が必要です。	
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流推進など、地域の実態に応じた支援を行う。利用定数は10名程度が多い。	制限なし

福祉サービス利用の申請

高等部の夏休み中にある「福祉サービス事業所実習」等を利用して、卒業後の進路先の希望を決めます。



卒業後の進路先として利用を希望する福祉サービス事業所が決まりましたら、学校に連絡したうえで直接その福祉サービス事業所に利用希望の意向をお伝えください。



福祉サービス事業所より受け入れの可否について、返事が届きます。



受け入れの内定が出ましたら、相談支援事業所に相談し、聞き取り調査を踏まえたうえでサービス等利用計画案を作成してもらいます。また、学校にも報告をしてください。

(ご自身や保護者の方でセルフプランを作成することも可能です。)

サービス等利用計画案(セルフプラン案)を持参のうえ、お住まいの福祉事務所・福祉課で利用申請(受給者証の発行)の手続きを行ってください(生活介護を利用される際は、障がい支援区分の認定が必要になります)。

※福祉事務所・福祉課での手続きの際はマイナンバー通知カードか個人番号カードが必要です。

サービス利用の支給決定がおりましたら、サービス利用開始になります。

以上のような流れで卒業後の進路先(福祉サービス事業所)を決定していきます。

わからない事や質問等
がございましたら、学校
や福祉事務所・福祉課、
地域の相談支援センタ
ーに相談してください。

次に、福祉サービス事業所の決定までの手続きの流れについて紹介します。

福祉サービス事業所への入所を希望する場合、基本的には本人(または保護者)が、希望するサービス(福祉サービス事業所)を決め、福祉サービス事業所に申し出て(入所の意思表示)、自分で申請手続き(契約)を進めていくことになります。見学会や夏休み中の夏季実習を通して得られた情報をもとに、これから本格的な福祉サービス事業所選びが始まります。

以下に簡単な流れを紹介します。

1、希望の決定

まずは、利用を希望する福祉サービス事業所を決めます。その時の判断材料は・・・

- 受け入れは可能か。
- 作業やサービスが利用する人に合っているか。
- 雰囲気はどうか。
- 通所方法・送迎はどうなるのか、時間はどうか。
- 利用料負担、食費、送迎代、保護者負担金等はどうなるのか。
- 自分の考えと、施設の理念や考え方に食い違いはないか。
- 利用後の就労率はどうか。など

相談先

- 市の福祉事務所・障がい福祉課
- 大阪府障がい者自立相談支援センター
- 学校の担任
- 地域生活支援センター など

どうしたらよいか
わからない場合は
担任にご相談
ください。



2、福祉サービス事業所に申し出・相談

希望が決まったら、まずは福祉サービス事業所に保護者が相談、申請をします。10月頃には利用者を決めていく事業所や、この段階では日程が決まっていない事業所もあります。いずれにしても早めに相談されたほうが良いです。

3、実習/面接

福祉サービス事業所の利用を前提とした面接/実習を行います。概ね10月頃~12月くらいまであります。
※施設によっては、「面接/実習の必要なし」の場合もあります。

4、市の福祉事務所・障がい福祉課へ申請手続き

来年度4月から福祉サービス事業所を利用する了承が得られましたら、市へ申請します。